

☆ 知って得する情報(第1回)

: 国民年金の免除について

厚生労働省は6月、昨年度の国民年金保険料の納付状況を公表しました。納付率は63.1%で、前年度に比べて2.2%上がりましたが、経済的理由により一部の納付が免除された人の納付率は36.2%でした。免除されていない部分の保険料が未納だと、年金が全く支給されないので注意してください。

自営業者や、非正規労働者などの1号加入者は、月額15,590円(27年度)の保険料を納付しなければなりません。

経済的理由で納付が難しい人は、申請によって所得基準に該当すれば納付が免除されます。免除の割合は、所得に応じて全額・四分之三・半額・四分の一の4種類があります。

老齢基礎年金の年金額は、保険料納付期間や免除期間に応じて計算されます。

例えば、全額免除とされると、年金額は全額納付した人の二分の一になります。

年金額の二分の一は税金で支払われているからです。

半額免除とされ、残りの半額を納付する人の年金額は、全体の四分の一にあたる納付分と、二分の一に当たる税金分との合計で、四分之三になります。

半額を納付しないと、納付分をもちろんのこと、税金分の年金額も支給され

ません。一部免除者が免除部分以外の保険料を納めないと、それは単なる未納

です。老齢基礎年金の年金額は0円とされ、年金を受給するために必要とされる期間にも反映されません。 お気をつけてください。